

令和2年3月18日

佐賀県地域交流部長
南里 隆 殿

国土交通省鉄道局幹線鉄道課長
足立 基成

確認（案）について（意見）

貴職と調整を進めている九州新幹線西九州ルート幅広い協議（以下「幅広い協議」という。）の進め方に関する確認文書は、令和元年12月11日の赤羽国土交通大臣と山口佐賀県知事とのやりとりを踏まえた協議の進め方を確認するためのものと理解しております。

令和2年3月16日に貴職より送付のあった「確認（案）」については、12月の大臣と知事とのやりとりを踏まえたものではない内容や協議に入ってから議論すべき事項を先取りした内容が含まれていること等から、下記のとおり鉄道局の修正意見を申し上げます。

本件については、令和2年1月16日に貴職へ当方の確認文書案をお示しして以来、既に2ヶ月以上が経過しているところであり、速やかに確認文書に係る調整を終え、年度内には「幅広い協議」に入りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

3について

3 これまでに関係者で合意され、事業認可も行われている、スーパー特急方式及びフリーゲージトレイン方式の実現並びにリレー方式（武雄温泉駅での対面乗換方式）について真摯に協議する。

フル規格及びミニ新幹線についての協議は、特に上記2を踏まえ、与党検討委員会での議論とは関わりなく、~~ゼロベースから、しっかり時間をかけて行う。~~

4について

~~4 西九州ルートから山陽新幹線への乗入れ（新大阪直通）にはこだわらない。~~

5について

- 5 「幅広い協議」の前提となる様々な条件や数字については、鉄道局が責任を持って示し、その内容について確約するすものとする。

7について

- 7 ~~「幅広い協議」には期限を定めない。また、北陸新幹線など他の線区の財源確保に係る与党の議論やスケジュールの都合で協議を進めることはない。~~

~~「幅広い協議」に当たって確認した内容が守られていないと佐賀県が判断した場合は協議を中止する。~~

「幅広い協議」においては、本確認内容を遵守した上で、いたずらに時間だけが過ぎることのないよう精力的に協議を積み重ねるものとする。ただし、協議が期限ありきで性急に行われることはあってはならない。

その他（調整の進め方）

確認（案）の修正意見については以上のとおりですが、ご説明が必要ということであれば、鉄道局としては、鉄道局長が知事を訪問し、趣旨を直接ご説明させていただきたいと考えております。

以上